

令和8年度表彰選考委員選出について

厚木市青少年育成活動推進者感謝状贈呈要綱(抜粋)

(表彰選考委員会及び表彰者の決定)

第6条 表彰に関する事項について公平かつ適正な選考を行うため、協議会に表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の委員は5人以内とし、協議会において委員の互選により選出する。

(2) 協議会の会長は、前条に規定する表彰候補者について、委員会の審議を経て表彰者を決定するものとする。

※【参考】令和7年度表彰選考委員

- 1 厚木市青少年健全育成会連絡協議会から選出
- 2 厚木市青少年指導員連絡協議会から選出
- 3 厚木市青少年相談員連絡協議会から選出
- 4 厚木市子ども会育成連絡協議会から選出
- 5 公募による市民(隔年交代)